（裏面）
この欄も忘れずに記入してください。

外　務　大　臣　殿
在　　大使　総領事　殿

平成　年　月　日届出

この届出書の記載は事実に相違なく、旅券法第17条第1項の規定により届け出ます。また、同法第18条第1項第6号の規定により、上記に記載された旅券が失効することに異議はありません。

旅券名義人署名　　**法定代理人（親権者、後見人など）署名**

（署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かい書体で行ってください（署名が困難な場合を除く）。また、申請者が未成年者又は成年被後見人の場合は、法定代理人の署名も併せて必要です。なお、署名が困難な場合であって、法定代理人でない者が記名する場合には、その者の氏名も記名してください。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合には、実印の押印が必要です。）

注意事項	1. この書類には、紛失又は焼失を立証する書類を添付してください。 2. この届出書は、紛失（焼失）旅券を失効させ、当該旅券の不正使用等を防止するものです。上記に記載された旅券は、外務省又は在外公館において失効処理がなされた後、当該旅券の旅券番号、発行年月日、失効年月日が官報に掲載され、かつ、海外の関係当局に通知されるため、後日当該旅券が発見されても使用することはできません。

提出書類	☐警察盗難届出立証書　☐遺失物届出立証書　☐罹災証明　☐その他（　　）		
本人確認欄	（1点でよい書類） ☐ 日本国旅券 ☐ 運転免許証 ☐ 住基カード(写真付き) ☐ 船員手帳 ☐ 海技免状 ☐ 猟銃等所持許可証	☐ 戦傷病者手帳 ☐ 宅建取引主任者証 ☐ 電気工事士免状 ☐ 無線従事者免許証 ☐ 官公庁職員身分証明書 ☐ 身体障害者手帳（偽造防止、写真付き）	（2点必要な書類） ☐ 健康保険証 ☐ 国民健康保険証 ☐ 船員保険証 ☐ 共済組合員証 ☐ 年金証書等 ☐ 介護保険証 ☐ 印鑑登録証明書及び実印 ☐ 後期高齢者医療被保険者証 ☐ その他写真付きの身分証明書（学生証、社員証、公的な資格証明書など） ☐ 一時帰国者
官公庁記載欄	☐本人　☐代理		

届出に必要な書類等（住基ネット未加入の市町村の住民の方等、住民票の写しが必要な場合があります。）
一、写真　一葉
二、本人確認のための書類（運転免許証等の場合は一点、健康保険証等の場合は二点、有効な原本に限る）
三、旅券の紛失又は焼失を立証する書類
四、その他特に必要とされる書類

（平成二十三年九月改正）